**大阪府立母子・父子福祉センター指定管理者評価委員会による**

資料１

**モニタリング実施とその結果の活用について**

１．目的

　指定管理者及び施設所管課である子ども家庭局子育て支援課（以下、「子育て支援課」という。）が行った点検・評価内容に対し、外部有識者で構成する評価委員会からの指摘・提言をいただき、それをフィードバックすることでさらなる府民サービスの質の向上を図る。

２．対象

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名称 | 指定管理者 | 指定期間 |
| 大阪府立母子・父子福祉センター | 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 | R2.6.15～R7.3.31 |

３．実施の流れ

(1) 子育て支援課は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた「評価票」を作成する。

　(2) 指定管理者は、「評価票」の各評価項目について自己評価を行う。

(3) (2)を受けて、子育て支援課は、指定管理者が事業計画書・仕様書等に基づき適切に運営しているかについて評価を行い、結果を評価委員会に報告する。

　　　※項目ごとの評価（４段階）

　 　　Ｓ：計画を上回る優良な実施状況

Ａ：計画どおりの良好な実施状況

Ｂ：計画通りではないが、ほぼ良好な実施状況

Ｃ：改善を要する実施状況

　　　　※年度評価（４段階）

　　　　 Ｓ：（項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない）

Ａ：（項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない）

Ｂ：（Ｓ・Ａ・Ｃ以外）

Ｃ：（項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又は、Ｃが２割未満であっても、

文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合）

※総合評価（４段階）

Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない。

Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない。

Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外

Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象

　　期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。

　（総合評価がⅣとなった場合には、次回の指定管理者選定時に減点措置を

　　講じることとする。）

(4) (3)の報告を受けて、指定管理者評価委員会は、子育て支援課に対して指摘・提言を行う。

 (5) 子育て支援課は、指定管理者評価委員会による指摘・提言を踏まえ、対応方針を策定し、

　　　指定管理者が作成する次年度以降の事業計画等に反映させる。

 (6) 評価票及び対応方針を、ホームページで公表する。

４．スケジュール（案）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 時期 | 評価委員会 | 子育て支援課 | 指定管理者 |
| ６月 | 6月28日(水)第1回評価委員会開催【評価項目・評価基準の確定】 | 【評価票の作成】指定管理者に評価票の説明 |  |
| ７月 |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |
| 10月 |  |  |  |
| 11月 |  |  |  |
| 12月 |  |  | 【自己評価の実施】・評価票の作成・参考資料集を作成 |
| １月 |  | 【施設所管課による評価実施】　・指定管理者の自己評価を踏まえ評価（必要に応じてヒアリングを実施） |  |
| ２月 | （２月中旬～末）第２回評価委員会開催【評価内容の点検】※必要に応じて、指定管理者に対してヒアリングを実施 | 【評価の報告】指定管理者による自己評価及び所管課による評価結果について、委員に報告（２月末）・委員会からの意見・提言を　踏まえた対応方針を策定　指定管理者に提示 |  |
| ３月 |  | 次年度以降の事業計画等に反映評価票・対応方針の公表 | （３月中旬）・対応方針を踏まえた令和６年度事業計画書を府に提出 |